

淀川水系流域委員会

平成24年度進捲点検結果説明資料 【維持管理】

平成26年3月27日

近畿地方整備局

平成25年度 第3回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理】

	点検項目	観 点	指 標	平成24年度 進捗	本文頁
1	維持管理	堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況	堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数	有り	P.301
2			ダム機能の維持内容・堆砂量	有り	P.310
3		許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況	点検、修繕内容・実施数	有り	P.316
4		河川区域等の管理状況	河道内樹木の伐採内容・伐採面積	有り	P.322
5			堆積土砂の除去内容・掘削量	有り	P.326
6			ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量	有り	P.328

河川管理施設

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況

「指標」堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数

【河川管理施設の点検・補修事例】

【淀川河川事務所】



除草後には法面異常箇所を発見しやすくなる



除草後、堤防点検(法面が若干陥没した箇所を発見)



維持作業により法面復旧

【河川管理施設の点検後の対応】

点検結果は河川カルテ等で整理し、対策の要否や優先度を判断している。

例えば堤防点検において、淀川管内では、要補修箇所が25箇所、うち11箇所の補修を実施している。

琵琶湖管内では、要補修箇所1箇所があるが、経過観測を行っている。

要補修箇所については、変状の程度に応じ、必要な対応を継続して実施している。

進捗状況

(平成24年度の取組)

平成24年度に、点検・巡視等により確認された変状確認箇所の数と補修実施箇所数を以下に示す。

①堤防の点検結果

平成24年度は、要補修箇所が27箇所あり、その内11箇所の補修を実施した。

②護岸の点検結果

平成24年度は、要補修箇所が84箇所あり、その内14箇所の補修を実施した。

③堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場、床止め(土木設備)の点検結果、

平成24年度は、要補修箇所が37箇所あり、その内2箇所の補修を実施した。

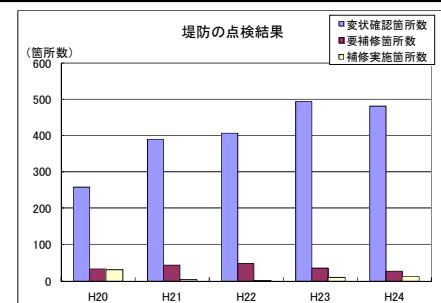
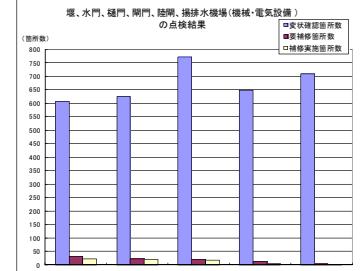
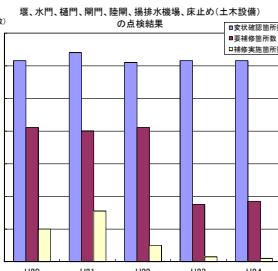
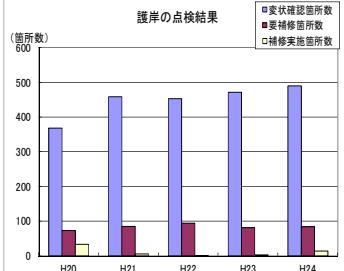
④堰、水門、樋門、閘門、陸閘、揚排水機場(機械・電気設備)の点検結果

平成24年度は、要補修箇所が9箇所あり、その内6箇所の補修を実施した。

⑤ダムの点検結果

平成24年度は、要補修箇所は見つからず、補修の実施箇所もない。

※要補修箇所のうち補修を実施した残り箇所については、変状の程度により、計画的に修繕する事としている。

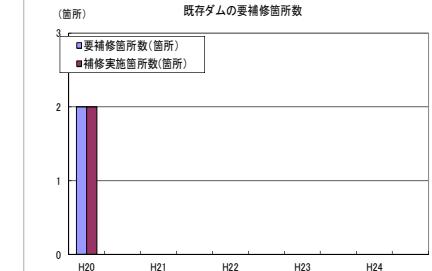


【変状確認箇所】

点検の結果、施設の変状が確認され、状況に応じて対策の実施を検討する箇所。

【要補修箇所】

変状確認箇所のうち、状態把握結果の分析や評価に基づいて計画的に修繕していくものあるいは緊急的な対策の実施を検討する箇所



点検結果

河川維持管理計画(案)に基づき日常の維持管理を実施している。

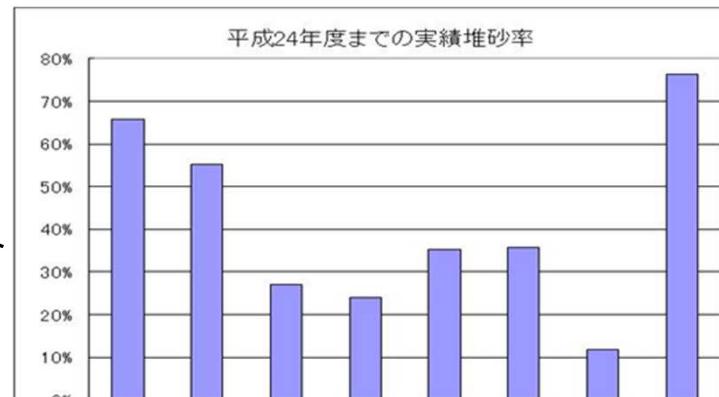
河川管理施設の老朽化等から要補修箇所数が増加する傾向にあるが、損傷の規模や緊急性等を考慮し、補修を実施している。

引き続き、日常の河川巡視や点検において継続的な監視を行い、変状が確認され、河川管理上の影響が出るおそれがあると判断された箇所については、状態把握結果の分析や評価に基づき、計画的な修繕や優先的な補修を実施し、適正な維持管理に努めていく。

河川管理施設

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況

「指標」ダム機能の維持内容・堆砂量

進捗状況	点検結果																											
<p>(平成24年度の取組) 平成24年度までの実績堆砂率について以下に示す。</p> <p>高山ダム66% 青蓮寺ダム55% 室生ダム27% 布目ダム24% 比奈知ダム35% 一庫ダム36% 日吉ダム12% 天ヶ瀬ダム 76%</p> <p>※堆砂率は、各ダムの堆砂容量に対する堆積土砂の割合</p> <p>完成後49年経過する天ヶ瀬ダムでは、平成24年度末で堆砂量は約4,600,000m³、堆砂率が約76%となり、堆砂が進行している。しかし、ダム完成後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。</p>	<p>堆砂量については、今後も継続的に監視を行う。 引き続きダム機能の維持のため排砂の検討を行っていく。 特に木津川上流ダム群については、引き続きアセットマネジメントの検討により、より効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努める。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>完成年</th> <th>経過年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山ダム</td> <td>1969</td> <td>44年</td> </tr> <tr> <td>青蓮寺ダム</td> <td>1970</td> <td>43年</td> </tr> <tr> <td>室生ダム</td> <td>1974</td> <td>39年</td> </tr> <tr> <td>布目ダム</td> <td>1990</td> <td>23年</td> </tr> <tr> <td>比奈知ダム</td> <td>1997</td> <td>16年</td> </tr> <tr> <td>一庫ダム</td> <td>1982</td> <td>31年</td> </tr> <tr> <td>日吉ダム</td> <td>1997</td> <td>16年</td> </tr> <tr> <td>天ヶ瀬ダム</td> <td>1964</td> <td>49年</td> </tr> </tbody> </table>	ダム名	完成年	経過年数	高山ダム	1969	44年	青蓮寺ダム	1970	43年	室生ダム	1974	39年	布目ダム	1990	23年	比奈知ダム	1997	16年	一庫ダム	1982	31年	日吉ダム	1997	16年	天ヶ瀬ダム	1964	49年
ダム名	完成年	経過年数																										
高山ダム	1969	44年																										
青蓮寺ダム	1970	43年																										
室生ダム	1974	39年																										
布目ダム	1990	23年																										
比奈知ダム	1997	16年																										
一庫ダム	1982	31年																										
日吉ダム	1997	16年																										
天ヶ瀬ダム	1964	49年																										

許可工作物

【観点】許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況

「指標」点検、修繕内容・実施数

【許可工作物の点検事例】

【淀川河川事務所】

橋梁の架け替えに伴い不要となった水管橋について、水管橋自体は旧橋の撤去と共に撤去していたが、橋台部分には一部構造物が存置されていた。

堤防内部に目的を喪失している構造物は堤防に悪影響を与えることから、河川管理者の指導により、占用者が橋台部分に存置された構造物を撤去した。



許可工作物【橋梁】においては、淀川管内では、要補修箇所が74箇所、うち20箇所の補修を実施。
琵琶湖管内では、補修の必要な橋梁は無い。

【琵琶湖河川事務所】

許可工作物管理者が主体となり出水期前点検を年1回実施しており、点検結果およびその対応について報告を受けている。



琵琶湖第一疏水制水ゲートの点検状況

許可工作物【樋門・閘門・陸閘】においては、淀川管内では、要補修箇所が36箇所、うち16箇所の補修を実施。

琵琶湖管内では、補修の必要な施設は無い。

進捗状況

(平成24年度の取組)

①排水機場等の点検結果

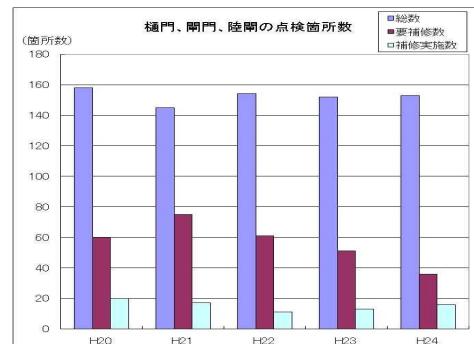
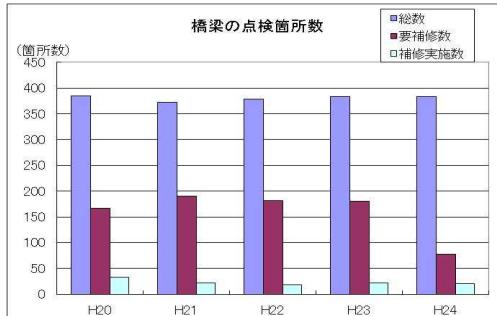
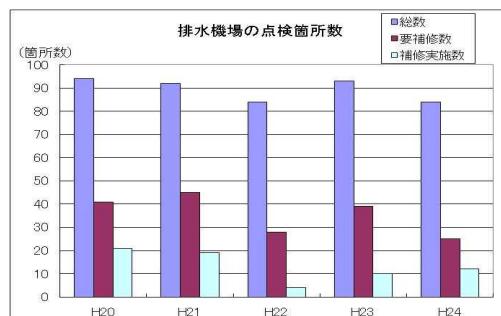
平成24年度 要補修数 25箇所 補修実施数 12箇所

②橋梁の点検結果

平成24年度 要補修数 77箇所 補修実施数 21箇所

③樋門、閘門、陸閘の点検結果

平成24年度 要補修数 36箇所 補修実施数 16箇所



点検結果

重要な許可工作物については、機能を維持するための必要な補修が行われている。

今後も定期的な補修などの対応を適切に行うよう施設管理者を指導していく。

河川区域等の管理

【観点】河川区域等の管理状況

「指標」河道内樹木の伐採内容・伐採面積

【河道内樹木伐採、無償提供の事例】

【淀川河川事務所】

河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画に基づき計画的に伐採を実施しており、平成24年度は65万m²の伐木を実施した。また、伐採した樹木を資源リサイクルの観点から、希望者を募り無償で提供することでリサイクルを促進する社会的実験と位置付け実施。HPにて周知している。

大阪市旭区中宮地先 淀川12.3k付近 左岸



【琵琶湖河川事務所】



H24年度の樹木伐採状況（左岸11.0k付近）

伐採木配布場所の状況

～野洲川で堆肥・チップ等の配布をします～

※琵琶湖河川事務所では、資源のリサイクルとコスト(処分費)削減をはかるため管内で発生した刈草を堆肥化したり、伐木材のチップ化に取り組んでいます。

また、それに堆肥・伐木材・チップ材を希望者に無料で試行配布しています。(営利目的はお断りしております)

※毎月第2、第4水曜日の9時～12時に配布します。刈草については6月頃～12月までの配布となります。希望される方は前週の金曜日迄に野洲川出張所までこのチラシにある「事前申込書」を提出下さい。

※トラックで取りに来られる場合は積み込みをお手伝いしますので、申込時にご相談下さい。ただし、運搬は行っておりません。

※配布場所は、川田大橋～近江富士大橋間の野洲川河川敷(野洲市三宅地先)です。詳しくは裏面の地図をご覧下さい。



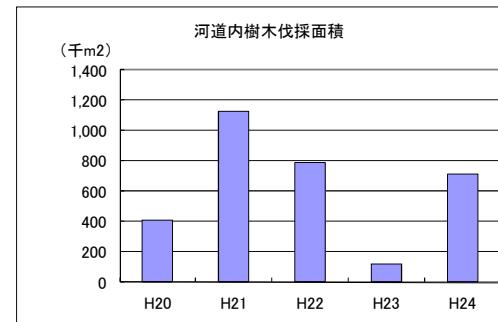
野洲川では伐木した河道内樹木について、資源のリサイクルの観点から伐木材・チップ材として希望者へ無償配布している。配布期間・場所等については、HPで周知している。

進捗状況

(平成24年度の取組)

平成24年度については、約71万m²の河道内樹木の伐採を実施した。これにより、平成24年度末の樹林化面積は約209万m²となっている。なお、伐採した樹木については、一般の方へ無償配布を行っている。

※樹林化面積：河川区域内の樹林伐採必要面積



点検結果

樹木伐採については、改修事業と併せて、水害や河川利用者への危険性の高い箇所や管理上支障になる箇所を対象に計画的に実施している。

今後も、河道内樹木の状況を確認し計画的に樹木伐採を行っていく。

河川区域等の管理

【観点】河川区域等の管理状況

「指標」堆積土砂の除去内容・掘削量

【堆積土砂の除去事例】

【淀川河川事務所】

淀川における枚方上流の航路確保のため、H24年度に淀川本川で約3万m³の堆積土砂の除去を実施した。前島地区水制工と併せて今後の航路維持について検討していく。



進捗状況	点検結果												
<p>(平成24年度の取組)</p> <p>平成24年度については、砂利採取として約12万m³の堆積土砂の掘削を実施した。</p> <p>また、淀川の枚方地点、瀬田川の螢谷地先等、約3万2千m³の堆積土砂の掘削を実施した。</p> <p>なお、樋門操作の支障になる箇所や砂州がつき始めている箇所などについては巡視などにより確認され次第、維持作業等により対応をしている。</p>	<p>河道内堆積土砂の除去については、引き続き定期的及び大きな洪水後に河床変動や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断し、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。</p> <table border="1"> <caption>土砂掘削量</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>掘削量 (千m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	年	掘削量 (千m ³)	H20	130	H21	135	H22	140	H23	142	H24	150
年	掘削量 (千m ³)												
H20	130												
H21	135												
H22	140												
H23	142												
H24	150												

河川区域等の管理

【観点】河川区域等の管理状況

「指標」ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量

【不法投棄の処分事例】

【淀川河川事務所】

平成24年は約4千m³のゴミの処分を行っており、新しく不法投棄のあった10箇所に看板を追加設置し、淀川管内で260箇所に警告看板を設置している。



小量の場合、巡視車で持ち帰りゴミ処理の迅速化

＜再掲＞「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の[指標]河川景観を損ねている不法作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況

【琵琶湖河川事務所】

平成24年度末時点では、8箇所の不法投棄箇所が無くなつたため、看板を撤去している。引き続き瀬田川に5基、野洲川に43基の不法投棄警告看板を設置しており、不法投棄のは正に努めている。

また、琵琶湖河川事務所HPにてゴミ投棄状況が分かるゴミマップを掲載しており、ゴミの不法投棄の抑制のために啓発している。



知っていますか？
河川に捨てられるゴミの量！

全国的に問題となっている河川のゴミ投棄について、琵琶湖河川事務所が管理する瀬田川・野洲川での現在の状況をゴミマップで紹介します。



進捗状況

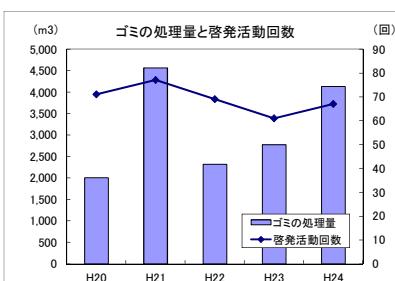
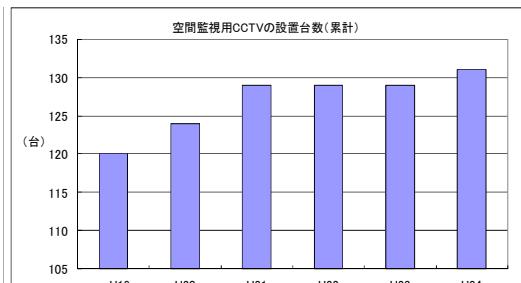
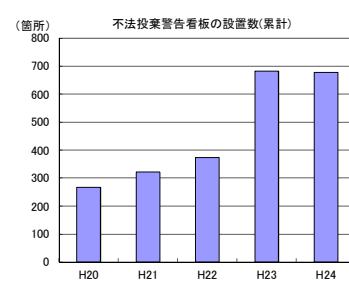
(平成24年度の取組)

平成24年度において、河川管理行為として実施したゴミ処理の量は、約4,130m³である。また、延べ(H19～H24) 約17,400m³である。

平成24年度には、不法投棄を警告するための看板を9箇所に設置し、10箇所の看板を撤去した。延べ(H19～H24) 681箇所となる。

設置箇所数(累計)(更新を含む)について以下に示す。

平成24年度には、不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用CCTVを2台設置し、平成24年度現在で131台存在する。



点検結果

河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、警告看板設置を進めている。

また、増設を進めている空間監視用CCTVは、不法投棄の抑制効果にもつながる。

しかし、ゴミの処理量は明確な減少傾向にはないことから、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対応策の検討を進めていく必要がある。